

愛知県スポーツウエルネス吹矢協会規程

(設置及び地域)

第1条 県内の地域支部を統括するために社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会（以下、「協会本部」という。）定款第3条により愛知県支部を置く。

(名称)

第2条 愛知県支部は「愛知県スポーツウエルネス吹矢協会」（以下「県協会」という）と称する。

(所管)

第3条 県協会の所管は愛知県内とする。

(事務局)

第4条 県協会はその所管内に事務局を置く。

(目的及び事業)

第5条 県協会は協会本部定款第4条に定める目的を達成するため、愛知県障がい者スポーツウエルネス協会、財団法人愛知レクリエーション協会等の関連団体及び地方公共団体等と連絡・協調を図り、必要な事業を行う。

(県協会組織及び会議)

- 第6条 県協会は第5条の目的を達成するため所管内の総支部にて推薦された役員候補（支部長&支部長経験者）の中から県協会役員（会長、副会長5名、総務・広報部長、会計担当1名）を選任し役員会を置く。
- 2 所管内の地域を5総支部に分割し各総支部内の支部長の中から総支部役員（総支部長1名、副総支部長1名または2名）を選任する。
 - 3 県協会に県協会役員及び総支部役員で構成する理事会を置き、理事会を開催する。理事会に理事長及び副理事長を置く。
 - 4 県協会役員及び理事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
補欠または増員により選出された県協会役員及び理事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。任期満了後においても後任が就任するまではその職務を行わなければならない。
 - 5 県協会は円滑な運営を図るため、理事会において県協会の実情に応じた県協会規程を作成し、総会において承認を得るものとする。

(会長の権限)

第7条 会長の有する資格と権限は次の通りとする。

- 1 上級公認指導員認定試験、公認指導員認定試験及び障がい者サポート公認指導員試験をはじめ上級公認指導員講習会、公認指導員講習会及び障がい者サポート公認指導員講習会の開催を主導する。
- 2 5段位までの審査をすることが出来る。
- 3 上級公認指導員及びAライセンス受験希望者を推薦することが出来る。
- 4 地域支部長の面談を担当する場合がある。

(事業計画及び収支予算)

第8条 県協会は毎事業年度開始前2か月以内に理事会において議決された事業計画及び事業予算を協会本部に提出するものとする。

(事業報告及び決算報告)

第9条 県協会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に総会において議決された事業計画及び事業予算書を協会本部に提出するものとする。

(県協会役員または理事の解任)

第10条 県協会役員及び理事が次の一つに該当する場合は役員会及び理事会の議決を経て、県会長がこれを解任することができる。この場合、解任の議決を行う理事会において解任される県協会役員または理事に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため職務の追行に耐えられないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反及びその他県協会役員または理事として相応しくない行為があると認められるとき。

(解散及び合併)

第11条 県協会所属会員が減少し協会として事業活動を維持することが困難になった時は、協会本部理事会の議決を経て県会長がこれを解散させ、または他の県協会と合併させることができる。

この場合、県会長はあらかじめ所管内支部長に通知した後、解散または合併を行う

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか県協会の運営に関し必要な事項は県協会の役員会及び理事会の審議を経て県会長が別に定める。

付則1 この規定は、平成21年3月20日より施行する。

付則2 この規定は、平成26年4月1日より施行する。

付則3 この規定は、平成27年4月1日より施行する。

(旅費規定・慶弔規定追記・実務手当を定める)

付則4 この規定は、平成27年4月1日より施行する。

(第5条の関連団体に愛知県障がい者スポーツウエルネス吹矢協会を定める。)

付則5 この規定は、2019年(平成31年)4月1日より施行する。

1条により(愛知県スポーツ吹矢協会を愛知県スポーツウエルネス協会に名称を変更など)